

西宮市学校体育連盟補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市学校体育連盟（以下「連盟」という。）が、西宮市の学校体育活動の振興及び市民の体育振興等を図るために行う事業に要する経費について、その一部を補助することにより、本市教育の維持充実及び発展に資することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市小学校体育連盟、西宮市中学校体育連盟、西宮市高等学校体育連盟の連携に関すること。
- (2) 各体育連盟の助成に関すること。
- (3) 市内の児童生徒の体育・スポーツ振興に係る諸団体との連携に関すること。
- (4) 市内の児童生徒の諸調査・研究・研修・視察研修に関すること。
- (5) 各体育連盟が関係する体育・スポーツ大会の奨励に関すること。
- (6) 西宮市が計画的に行う国際スポーツ交流事業との連携に関すること。

(補助金の交付手続き)

第3条 補助金の交付の手続きについては、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号（以下「規則」という。））の規定によるものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第4条 補助金の申請にあたっては、規則第7条に定める書類のほか、次の号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 連盟規約
- (2) 連盟役員名簿

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関する市長の指示等がある場合は、これに従わなくてはならない。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。